

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 6 ヶ月以内に本人の都合による退社又は 本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料 から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

記

入社日から起算して 1 ヶ月以内	・・・紹介手数料の 80%相当額
入社日から起算して 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内	・・・紹介手数料の 50%相当額
入社日から起算して 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内	・・・紹介手数料の 10%相当額

以上

HIKARINIHON株式会社

有料職業紹介事業 許可番号：12-ユ-300761

登録支援機関 登録番号：19-登-001317

千葉県船橋市本町 2-14-9 エムズビル 2F

TEL:047-440-8444 FAX:047-440-8445

担当者：代表取締役 ホアン・クオック・ナム